平成 19 年 12 月 27 日

於:滋賀県庁 新館7階 大会議室

1. 開会

司会

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第 10 回 R D 最終処分場問題対策委員会を開催させていただきます。

嘉田知事

本日は嘉田知事にも出席していただいておりますので、対策委員会の開会に 当たりましてごあいさつさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

皆さんおはようございます。本日、12月27日ということで、暮れも押し迫っておりまして、大変気忙しくお忙しいときにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨年の12月26日にこの対策委員会が発足いたしまして、1年が経過いたしました。これまで、対策委員会の開催は10回を数えております。大変熱心なご審議をいただきまして、改めて深く御礼申し上げます。当初の予定では、1年間の審議期間ということでした。現在予定が少し遅れておりますけれども、報告書の取りまとめまで引き続きご協力をお願いいたします。

さて、その対策委員会ですが、RDの最終処分場からの生活環境保全上の支障を除去していくための効果的で合理的な方策についてご議論いただいているわけでございます。ご承知のように、RD処分場から硫化ガスが発生して既に8年が経過いたしました。それだけに住民の皆さん、RD問題の一日も早い解決を望んでおられます。私ども県といたしましても、過去の経緯をしっかりと踏まえながら、責任問題についての協議もいただき、行政対応の委員会も同時に開催させていただきながら、これからのいわば具体的な対策についてこでご議論いただいているわけでございます。一日も早くこの対策工の方針を決めていただきたいと思っておりますが、現在対策委員会では数案の対応策を審議いただいております。それらいずれの方法につきましても、周辺の生活環境がしっかりと保全されることが前提でございます。その上で、周辺環境への影響、また工期の実施期間、さらには工事の安全性、経済性など、大変難しい課題でありますが、十分ご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員の皆さんには大変厳しいスケジュールをお願いしておりますが、年度内には対策委員会からのご報告をいただき、報告書をもとに県としての実施計画書案を策定いたしたいと考えております。そして、平成 20 年度、新年度には具体的な対策工に取りかかれるよう、一生懸命私どもも取り組ませていただく覚悟でございます。

また、先ほども少し申し上げましたが、このような問題がなぜ発生したのか、これまでの行政対応の面から検証をお願いしておりますが、この 25 日に開催されました行政対応検証委員会では、最終処分場開設以来、昭和 50 年代からの問題となる個別事例につきまして検証されたところでございます。今後、さらに審議を深めていただきまして、このような問題が二度と起こらないよう、再発の防止を図っていく覚悟でございます。どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

これまでの会議をご無沙汰しておりましたお詫びも含めまして、本日できるだけ時間をとらせていただきまして、会議への同席をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

司会

本日、知事には、対策委員会の最後まで出席していただく予定でございましたけれども、急遽どうしても抜けることのできない公用が入りましたので、申しわけございませんけれども、10 時 45 分には退席させていただきますので、皆さんご了承いただきたいと思います。

岡村委員長

それでは、ただいまから第 10 回 R D 最終処分場問題対策委員会を開催いたします。

議事に入ります前に、まず会議の成立および配付資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

司会

本日出席していただいております委員の方々は 12 名でございます。委員総数の半数を超えておりますので、RD最終処分場問題対策委員会設置要綱第 5 条第 2 項に定めます当委員会の成立要件を満たしていることを報告いたします。

それでは、今日の資料の確認をさせていただきます。皆様にお配りしていますのは、資料1水銀に係る追加調査結果速報、資料2支障除去対策工法(案)について、資料3対策工等に対する各委員のご意見、それから12月25日に開催されました検証委員会の資料を参考資料として一式付けさせていただいております。それと、今日急遽早川委員の方から資料を配付してほしいということで、A4の紙、裏表の新聞記事等が1枚ございます。

以上でございます。

岡村委員長

揃っておりますでしょうか。

それでは、これより対策委員会の議事に移らせていただきます。本日は、できれば 12 時半ぐらいには終えたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、前回対策委員会で提案されました対策工案に対しまして各委員から ご意見をいただく予定でございますけれども、その前に経堂池下流における水 銀の調査が実施されております。今後の対策工の議論にも関係いたしますので、 まず議題(1)の総水銀に係る追加調査の中間報告について、事務局から報告、 説明をお願いいたします。

事務局谷本

説明させていただきます。資料 1 をお願いいたします。経堂池下流の総水銀に係る追加調査結果速報です。調査は、平成 19 年 11 月 20 日から平成 19 年 12 月 19 日の間実施いたしました。

1ページをお願いします。緑の丸印が、今回ボーリング調査を実施し、観測 井戸として仕立てた箇所でございます。

次のページをお願いいたします。これは、RD処分場から今回ボーリングしました K-1 を通る測線です。今回の調査結果で、地層の傾きはほぼ一定で、約10度の角度で琵琶湖の方向、北西方向に傾斜していることが確認されました。また、帯水層の Ks2 と Ks3 につきましては、K-1 付近で 1 つの帯水層になって

議題
(1)

総水銀に

かかわる 追加調査 の中間報 告につい て いることが判明しました。次のページをお願いします。これは、今回ボーリングいたしました K-2、K-3 を通る測線でございます。K-2 方向に向かって地層が傾いていることが確認されました。

次のページ以降に、ボーリング柱状図とコア写真を K-1 から K-2、K-3 という形で添付させていただいております。

10ページをお願いします。これは、これまでの一斉測水の結果を一覧表にしたものでございます。今回設置しました観測井戸を用いた一斉測水は 12 月 19日に実施しました。次のページ以降に、9月 26 日、10月 26 日、12 月 19 日の地下水の水位コンター図をつけております。13ページをお願いします。これが12 月 19日に一斉測水をした結果のコンター図でございます。経堂池下流の地下水の流向は、これまでの測定結果とは逆の琵琶湖方向に流れる結果となっておりました。

次のページをお願いします。地下水の水質分析結果です。今回設置しました K-1 から K-3 までの地下水を採水し、分析を行った結果を一覧表としてつけさ せていただいております。今問題になっております総水銀につきましては、3 カ所の井戸とも検出されておりません。また、K-3 でホウ素が環境基準値を超える値で検出されております。調査結果については以上でございます。

岡村委員長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対してご意見、ご質問がありましたらお願いいた します。

乾澤委員

ちょっと補足的に申し上げたいと思います。

市の観測井 No.7 でございますけれども、11月29日に市のモニタリング調査を行いました。そのときには自噴していなかったということから、翌日に調査をした結果、わずかな漏水が確認されたということでございます。そういったことから、その対応策を検討いたしました。ちょうど K-3 のところで掘削していただいている業者とも協議を行いまして、12月10日に業務を発注いたしまして、薬注処理をさせていただきました。それが12月18日に完了したということで、19日に測定をいただいたということでございます。量的にはわずかなものでございましたけれども、水質の調査もさせていただきましたし、現在土壌の調査も行っているということでございます。水質については、検出はされなかったということでございますし、また近隣の土壌につきましては、その結果を待って対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡村委員長

ありがとうございました。ほかにございましたら。

梶山委員

1つは、12ページと 13ページですが、流向が経堂池の下の方で前回の調査と違うわけですよね。これは、原因としては何をお考えでしょうか。市 No.7を境にして、12ページは方向が逆になっていますが、13ページだとそうなっていないというように見えますけれども、この原因ですね。

事務局谷本

一斉測水の結果をコンター図で示させていただいておりまして、たしか以前にも、5月か6月の一斉測水の結果でも、水位は市No.7の方が高くて、市No.3

の方が低いというような結果があったと思います。ですから、原因として何が ということは、今のところここでは断言はできないですけれども、降雨の状況 とかそのようなことからこういう結果になったのではないかというようなこと しか今のところ申し上げられません。

梶山委員

関連して伺いたいのですが、まず水位測定ですけれども、これはリアルタイムで 24 時間連続のデータがあるのですか。

事務局谷本

24 時間連続監視をしておりますのは、栗東市の方が設置しております井戸については連続監視をされているということで、県の方ではそのような装置はつけておりません。

梶山委員

というのは、こういうことをやる目的が1つ問題だと思うですが、要するに、当初この目的については、水銀汚染の汚染源がRD処分場なのかどうか、それを見極めるためだというように私ども理解していたのですが、こういうスポット測定で、その度に流向が違うような測定を繰り返しても、そういう目的に沿った結論は多分出ないのではないかと思います。そういう意味で言うと、リアルタイムの水位測定というのは大変簡易にできるものですから、そういう目的であれば、それをもっと何カ所かで継続してやる必要があるのではないかと思いますが。

事務局谷本

今の点につきましては、水位計等が設置できるのかどうか等も検討した上で、 また専門部会の方で検討していただきたいと思っております。

梶山委員

もう1点伺いたいのですが、水質測定のところですけれども、水銀は確かに ろ過しても出ていないとなっていますが、水銀はもともと非常に出にくいもの なので、ある意味では当たり前だと思いますけれども、例えば EC が K-1 はかな り高いですよね。SS も相当高い。そういう意味で言うと、K-1、K-2、K-3 とも それぞれ汚染されている。K-3 もやっぱり若干汚染されていると思うのですが、この汚染というのは、ずっと継続して観測されている事実と見ていいですか。

事務局谷本

今回設置した井戸について、今回初めて水質分析を行いましたので、今後この動向については継続的に見ていく必要があると考えております。

梶山委員

わかりました。

當座委員

水質分析の結果ということで出していただいているのですが、これはいつとっていただいた水でしょうか。

事務局谷本

たしか 18 日か 19 日のどちらかだったと思います。( 正: 17 日)

當座委員

結果が出てきているわけですけれども、この後、水質の分析をもう1回か2回ぐらいできたらしていただけたらありがたいと思います。今お話があったみたいに水銀もそうですけれども、シス-1,2-ジクロロエチレンなんかでもほかの井戸で初めは出ていないのですけれども、モニタリングしていくうちに出てきてそれが濃度も高くなっていくというような状況もありますので、1回分析して結果何も出てこなかったから、ないという評価はしきれないと思うので、あと1回か2回ぐらいは分析をしていただけたらと思います。

上田室長

今後、一斉測水も、もう少し専門家の先生にお伺いしながらやっていきたい と思っておりますので、その際にまた検討したいと思っております。 岡村委員長

ほかによろしいでしょうか。

梶山委員

目的は、さっき私が申し上げたとおりでいいのですよね。水銀汚染がRD処分場の影響かどうか、それを見極めるためと。

上田室長

基本的には、下流から基準を超える総水銀が出ておりますので、それがRDからの原因であるかどうかを探るためにやっております。

梶山委員

もしそうだとすると、やるたびに結果が違うと。そういうように言っていいのかどうかわかりませんが、先ほど私が申し上げたようなリアルタイムのものを、全部とは言いませんが、何カ所か入れないと、その度の変動の中に呑み込まれてしまって、何回やっても傾向がまちまちで把握できないということになりかねないと思います。ですから、時々やるというのではなくて、例えば EC にしても水位にしても、リアルタイムの測定というのは大変簡易にできるものですから、そういうものをやはり何点か入れるべきではないかと思います。

上田室長

前回から検討していただいておりますように、水位の流れと、水銀自体がいかほど動くのかという検討と、RD処分場から出ている水銀と今回下流で検出されている水銀が同じようなものであるかという検討もしていただきながら検討していくという考え方でございまして、水位のみでこの水銀がRDであるかどうかということについて決めていくことについては好ましくないというようなご判断をいただいていると思っております。

梶山委員

この間のお話ですと、水銀がどういう化合物の形態をしているかということでもって見極めがつけられるというようなお考えなのかもしれませんが、私自身は水銀については相当苦労して実験したことがありまして、多分それは無理だろうと思っています。ですから、もちろんそれをやること自体を否定するわけではありませんが、むしろ流向という意味では、その度に流向が違うということであれば、どういう地下水条件のときにどういうように流向が違うのかということをきちんと把握しないと、幾らやっても多分結論が出ないだろうと思います。

當座委員

市の方で水位のモニタリングをされているポイントはどこになりますか。24 時間ずっと継続で水位を測定されているポイントは。

市の方で、多分処分場の周辺か処分場の中で、水位をずっと継続監視という形でしてくださっていると思っているのですけれども、今梶山先生がおっしゃったみたいに、リアルタイムでずっと測定していくということも大事だと思いますし、今回掘っていただいた井戸 K-1 から K-3 の 3 カ所と市 No.3、市 No.7で、自噴しているのであれですけれども、水位を測っていただいた上で、どういうように地下水が流れているのかということを見極めていかなくてはいけないと思いますし、リアルタイムで測れるように工夫していただきたいと思います。

上田室長

実はこの追加調査結果の速報は、今日最初に出させていただいた資料でございまして、専門部会の先生方にご検討いただく機会がまだございません。そういう中で、この結果も踏まえまして、今梶山先生にいただいたご意見、當座委員にいただいたご意見、そういうものを踏まえて検討していきたいと思ってお

りますので、今この場で私どもこういう形でやっていくということを申し上げることはできませんので、その点ちょっとご了承いただきたいと思います。

乾澤委員

リアルタイムの水位計でございますけれども、市 No.2、ちょうど処分場のすぐ下流にあるところでございますけれども、それと、市 No.8、市 No.9-1、市 No.10 と県 No.3 の箇所でございます。市 No.7 につきましては、設置はいたしておりません。

岡村委員長

それでは、この点につきましてはこの程度にいたしたいと思いますけれど も、特に何か。

池田委員

今の件ですけれども、この委員会はもうすぐ対策工を決めなければいけないのですけれども、その中で、流向とか水銀の性質とか、それがRDからのものであるかどうかという連続的な調査をやってから決めているというような時間的なタイミングではないと思うのです。そういうものであればもっと早い段階からずっと連続的なデータがあって、それに基づいて対策を決めるというのが本来の筋なので、今のタイミングで言うとそれを待たなければ対策工が決められないのかどうかという話になってしまうと思うのです。その時に今まであるデータ、どういうところに水銀が出て流向はその都度方向が違っているとか、そういうようなものから推しはかって適切な対策工が決められるかどうかという判断になると思うので、もちろん必要な調査は今後も継続的に工事中もやっていかなければならないと思いますけれども、その辺はある程度見極めないと、どこまで調査を続けていかなければその対策が決められないのかというところにかかわってくると思いますので、その辺は今までやったものの中から判断するということはある程度仕方がないことだと思います。そうしないと切りがありませんので。

岡村委員長

その辺りも専門部会の方で検討いただくということにしたいと思います。

それでは、次の議題(2)の支障除去対策工法(案)の検討についてに移りたいと思います。

まず、前回の対策委員会において対策工案に対して意見や提案がありましたので、それらを事務局でまとめていただいております。そのまとめの説明と論点について事務局から報告をいただき、その後委員の皆さんから対策工案に対するご意見を伺い、意見交換を行いたいと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、前回の委員会の意見を事務局でまとめていただいておりますので、その内容をご報告願います。

事務局谷本

資料2をお願いいたします。

1 ページをお願いします。左側に第9回対策委員会において資料としてまとめた対策工の概要を整理しました。

簡単に説明しますと、A案として、廃棄物を掘削して処理する対策工です。 1つは廃棄物掘削に多段式露天掘り工法を採用し、廃棄物を全量撤去する案、 この案ですと工期が16年、費用が400億円かかります。もう1つは委員3名 の方からご提案いただいた案で、処分場を幾つかのブロックに分割し1つのブ

(2) 支障除去 対策工法 (案)の 検討につ

いて

ロックについて廃棄物層底面まで掘削し、廃棄物を分別後、廃棄物量の半分程度を埋め戻す案で、この案ですと工期が13年、費用が約240億円かかります。その下のB案、C案につきましては、原位置での浄化処理として考えた案でございます。

B案は処分場の全周に遮水壁を設け汚染地下水の拡散を防止し、処分場表面を土質系の材料で覆土して廃棄物の飛散を防止し、廃棄物層内に存在する浸透水、汚染された地下水をくみ上げ処理して、自然換気により廃棄物層内を好気状態にして有害ガスの発生を抑制する案です。この案ですと工期は3年、費用が35億円かかります。

C案は処分場の地下水の下流方向に揚水井戸を設け汚染地下水の拡散を防止し、処分場表面をシート系の材料で覆土して廃棄物の飛散を防止するとともに浸透水の生成を抑制し、廃棄物層内に存在する浸透水、汚染された地下水をくみ上げ処理し、強制換気により廃棄物層内を好気状態にして有害ガスの発生を抑制する案です。この案ですと工期は2年、費用が14億円かかります。

右側は、前回の対策委員会において各委員の方から出された4案以外の他の 工法や対策工検討に対する意見について整理をしたものです。まず、岡村委員 長からは検証委員会の結果や掘削調査の結果が出なければ対策工法は決められない、この4案だけでなく勝見委員、島田委員の提案も加える必要があるとの意見が、梶山委員からはまず緊急対策を行いモニタリングのデータを見ながら恒久対策をモディフィケーションする案が、勝見委員からは、遮水壁を設け、シート系の覆土をし、処分場内にバリア井戸を設ける案が、島田委員からはB案またはC案を基本に有害性の高い廃棄物を一部掘削する案が、清水委員からは緊急対策と恒久対策の2つを考えたハイブリッド案が、田村委員からは超過廃棄物量の対応についての意見が、當座委員からは廃止基準をクリアできるような対策が必要との意見が、早川委員からは自然科学的な合理性だけでなく社会的な合理性も必要との意見が、横山委員からは栗東市の調査委員会では有害物質の撤去を要望しているとの意見がありました。

3 ページに、前回委員会の中で早川委員がおっしゃいました請願書の写しを 参考として添付させていただいております。

次に、4 ページをお願いします。前回の委員会の委員の方の意見を踏まえ、 2 つの案を追加検討いたしました。

B - 2案は、勝見委員のご意見を基本とした案です。遮水壁を対策の軸にし、シート系の覆土をしていますので、遮水壁ということでB - 2というように番号をつけております。B - 1案は、前回の委員会で示しましたB案でございます。詳細は5ページ以降で説明させていただきます。

D案、これは島田委員の意見を基本とした案です。原位置における浄化処理を基本に、有害性の高い廃棄物を掘削除去するもので、掘削調査の結果を踏まえ決定することになると思います。今のところ、掘削除去の対象となります廃棄物の種類や量、その位置等が未確定であるため、施工方法、工期、工事費の検討はできない状態にあります。

次のページをお願いします。5 ページに、B - 2 案の対策の概要等について まとめさせていただいております。

まず、B-2案の対策内容ですけれども、鉛直遮水壁を地中に築造し、汚染地下水の拡散を防止する。次に、廃棄物の飛散・流出対策としてシート系の覆土を行います。シート系の覆土であるため、廃棄物層への雨水の浸透は遮断されます。また、ガスは廃棄物層内に滞留します。雨水が入っていきませんので、廃棄物の洗浄は期待できません。有害ガスの滞留および廃棄物の安定化が遅延するため、ガスを強制引き抜きし、処理施設で処理し、大気に放出します。また、廃棄物層内に空気を注入して、廃棄物層内を準好気性環境にし、微生物分解により廃棄物の安定化を図る案でございます。

遮水壁内部にある汚染された浸透水、地下水への対応につきましては、揚水し、処理して、下水に放流します。揚水により処分場内の水位は周辺の地下水の水位より低くなり、最終的には浸透水、地下水ともなくなると考えられます。

次に、鉛直遮水壁の遮水性能低下への対応です。万一遮水性能が低下した場合であっても、先ほど申しましたように周辺の地下水より水位が低い状態にありますので、まず周辺の地下水が壁内に流入すると考えられます。流入しますと、揚水井戸や観測井戸の水位が上昇しますのでその時点で揚水を再開する。周辺の地下水の水位より低い状態を維持することを考えます。このような対応により、汚染水の周辺への拡散は防止できるものと考えられます。

6 ページをお願いします。 B - 2案での課題でございます。 、 につきましては遮水壁に関することですので、前回の委員会の中で説明させていただいておりますので、今回は説明を省略させていただきます。 廃棄物の安定化についてです。廃棄物の洗浄につきましては B - 1案が勝っています。また有機物の分解につきましては、 B - 1案は自然換気により準好気性環境をつくり上げますので、準好気性環境の構築が不可欠であり、またその環境維持も難しいため、安定化までにより時間がかかると考えられます。一方 B - 2案ですと、強制的に空気を送り込みますので、準好気性環境がつくりやすく、その環境維持も容易になると考えられます。 B - 1案より安定化までの時間が短いと考えられます。ただし B - 1案の方が設備は要らないため安価であります。

次のページ以降につきましては、今検討いたしましたA案、3者のご提案していただいた案、B-1案、B-2案、C案につきまして、一覧表として取りまとめさせていただいたものでございます。10ページ以降につきましては、それの詳細な図面をつけさせていただいているものでございます。

説明につきましては以上で終わらせていただきます。

岡村委員長

ありがとうございます。

早川委員

この段階ではどの案が妥当かという検討をする段階ではございませんので、 今ご報告をいただいた点だけについて質問がありましたらお願いいたします。

まず、2ページ目の私のところの文字が間違っています。「合意性」ではなくて「合理性」です。それを修正しておいてください。

お聞きしたいのは、結局あの処分場の有害性が無害化される期間をどのぐら

いと想定しているのか、各案毎に教えてくださいということです。よろしくお 願いします。

### 事務局谷本

廃棄物の安定につきましては、まずA案につきましてはそれぞれの工期でいけるのではないかと。A案につきましては工期が 16 年ありますので、その時点で処分場の廃棄物がなくなりますのでその期間。委員の3者の案につきましては 13 年。あとB案、C案につきましては廃棄物の安定というのは非常に難しいといいますか、メカニカル的なものはわからないので今のところわからないとしか言えないです。

### 早川委員

同様の工法をとって、現時点まではこのぐらいまでは少なくともかかっているというような事例はないのでしょうか。

# 事務局谷本 梶山委員

調べさせていただきます。

安定化という言葉がしばしば使われていますが、安定化というのは何を指すのかが実は大問題で、通常一般廃棄物の処分場ですと、有機物の分解ということを一つの目安にするわけですね。それから可溶性の無機物が溶け出していって、そういうものがなくなっていくと。ただ本件処分場の場合、実は中に何が入っているのかまだわからないところがいっぱいありまして、むしろ有機物の分解というよりも、例えば重金属だとか有機塩素系だとかそういうものは、これ自体非常に水に溶けにくいものですから、通常の有機物の分解による安定化というような目安で安定化を考えることは多分できないのではないかということが1つです。

それから、実際にやってみないとわからないという要素が非常に多いと思う のです。多いというのは、もともと私どもが提案した最終的に全量撤去という 方法をとれば問題ないのですが、そうでなくて、廃棄物を残しながらその安定 化を待つと、例えば好気性あるいは準好気性にすればいいのかというと、昔か らの一般廃棄物の処分場を念頭に入れればそういう考えが成り立つかもしれ ませんが、本件処分場の場合、多分そういう一般論的な図式は当てはまらない だろうと、そうしますといずれにしても2年とか3年とか、大変楽観的に見過 ぎている。例えば、B案、C案にしても、工期3年、工期2年というのがあり ますが、到底こういうことではあり得ないだろうと思います。ですから、コス ト計算の問題もそうですが、遮水壁が果たしてどの程度信頼できるものかとい うことも含めて、そういう意味で言うと非常に不確定要素が多くて、簡単に言 うと、B案、C案で果たしていけるかというのは、やってみないとわからない ところで、今の段階でこういういろんな評価が下されていますが、これはどな たが評価されたのかよくわかりませんけれども、専門部会で出された考え方な のかもしれませんが、もともと安定化のプロセスというのが非常に不安定で、 予想したとおりにいかないという事実を余り見ていないのではないかという 気がいたします。

#### 岡村委員長

この辺りは最終的に工法の妥当性を検討するときに再び問題とすべき事項かと思いますけれども、とりあえず今ご報告いただいた内容についてほかに質問は。

### 尾崎委員

今のお話の続きですけれども、恐らく工期2年とか3年とか書いてあるのは、有機物分解とかそういったものは全く入っていないのだろう、当初の工期だろうと。そこの下に書いてある から とかですね。

有機物をどう考えるのかということにもなってこようかと思うのですけれども、これは梶山先生がおっしゃったように、何年かかるか私もわからないと思います。ガスの出方とか、それから一体何が詰まっているのか全くわからないというような状況で予測するのは到底困難であると、そういう意味で、物事は分けて考える必要があるかもしれない。

工法そのものではないですけれども、直近の部分をどうするかですね、今すぐやるような部分、それから有機物に関しては考え方がいろいろあろうかと思います。有機物だけになってしまえば、そう簡単にいかないですけれども、もしそうであれば、時間等の問題はありますけれども、それなりに時間がかかってもやっていくだけです。ただ、そこがわからないというところが非常に問題なのだろうと、わからないというのは、一体何が埋まっているのかわからない。そういう状況は非常に困るので、私は意見の方にも書いてありますけれども、まだまだ調べることがなっていなくて、何年かかるかわからない案というのは非常に難しいなという感じがしております。

それともう1点のポイントは、ずうっと考えていたのですけれども、廃棄物層と地下水帯水層が、これもはっきりわかりませんけれども、直につながっている。これもはっきり言って非常に危ないお話です。通常、私もよく経験するものは、地下水の帯水層なり、あるいはその上の地盤が比較的透水性の部分で、要するに穴があいていたりして漏れていくのはありますけれども、ここは直だと、これはやっぱり重く見ないといけない。最終的には重く見て対応を考えるということが必要ではないかと考えております。

### 當座委員

8 ページのB - 1 案とB - 2 案のランニングコストのところで、モニタリングが5 年というように提示されているのですけれども、これは5 年すれば安定化するから5 年という年数を挙げておられるのか、その辺はどうでしょうか。

#### 事務局谷本

これも前回説明させていただいたのですけれども、5年間でこれぐらいの費用がかかって、年間に割り戻すと4,380万円の金額がかかるという試算段階ですので、何年間かかるという目安の年月ではございません。

#### 當座委員

何年かかるかはわからないということで、とりあえず 5 年モニタリングする とすればこれだけかかりますよということですね。

前回、B案もC案も廃止基準がクリアできる案ですと言っておられたのですけれども、廃止基準がクリアできるような形での対策をずっとお願いしてきたわけですけれども、そこら辺で廃止基準がクリアできるとおっしゃるのであれば、その科学的根拠というものを示していただけたらありがたいです。

#### 上田室長

水処理施設をどれだけ動かすかは不明だと申し上げているので、いつ廃止基準をクリアできるかということも申し上げられないし、わからない。ただ、外へ出てくる水を浄化するというのは1年当たりどのくらいかかるということで試算したものでございます。

#### 當座委員

廃止基準がクリアできますとおっしゃったことと、いつになったら廃止基準がクリアできるかわからないというのはイコールなのでしょうか。それはちょっと違うように私は思っているので、できるということであれば、それなりの根拠を示していただかないと、住民にとってはできますと言われて、そうしたら大体どれぐらいかかるとか、こういうような形で実績というか、やっておられるところがあるから、ここに当てはめて考えればこれぐらいかなと、それは、やってみないとわからないところがあるので、必ずしもそのとおりいくとは思いませんけれども、そういうものを示していただかないと、クリアできますよという言葉だけで、ああそうですかというようには皆さん納得されないと思うので、そこら辺をもう少し説明していただけるようなものがあればいいなと思います。今すぐじゃなくてもいいので、また準備しておいていただけたらなと。

#### 上田室長

いつ廃止基準がクリアできるかということを申し上げることが今できないと申し上げているつもりです。水処理施設でいろんな浄化をしていく中で、有害物が取り除かれていくわけですから、確実に環境基準を上回るものは取れていくわけですから、そういうことになれば、基本的には廃止基準は、いつかわかりませんが、クリアできるものだろうと思っているわけです。だから、時期はわかりません。

#### 早川委員

出口の見えないトンネルに入れと言われて、入る人はいませんね。いつこの 工事が終わるのかという目標がしっかり見えて、光が見えなければ、それに納 得というか、社会的な合意というのは得られないと私は思います。最終的に今 可能性として残されている案の中から選定するのだろうと思いますけれども、 これは選定する条件の大きな要因になるだろうと私は思っています。

#### 中村主席参事

今、事務局で申し上げましたのは、例えば今回の掘削調査につきましても、 現時点で情報がまだできていない部分がございます。どういったものがどれだ けあるかといったような部分につきましては、そういった面も考慮する必要が あるというのが1点でございます。

それと、一般的にはいわゆる一般廃棄物の最終処分場でも何年か経てば廃止の基準を満たすことが想定されています。また、廃止というようなことが現実にはされていくということでございますので、時間がどれだけといったようなことが申し上げられないということだけで決して出口のないトンネルに入るというわけではないと理解しております。

#### 横山委員

この前も申し上げましたように、有害物質を撤去するというのが栗東市の委員会の一致した意見なので、もしそういうことをやったら幾らかかるかという試算をひとつお願いしたい。例えば、有害物質を全部撤去するというのは無理でございますから、梶山案のように全部掘削撤去するということになれば、当然なくなりますね。そのうち、例えば八八有害物質を撤去するということになれば、ありそうなところを撤去すると、ありそうなところをどこで探すかというとここに書いてありますように、有害物質や範囲、量についてはこれから調査するんだと、調査に一体幾らかかるのかということもございますが、例えば2mメッシュぐらいでボーリングを打って、全部分析をしてそこにひっかかる

有害物質だけは掘削するということを考えても、全面撤去よりははるかに安いと思います。したがって何をやるにしても、例えば遮水壁にしてもバリア井戸にしても、まず一番影響のある有害物質だけはどけておいてから覆土するなりするということと、何もしないでやるというのとは全然違いますので、完璧に取れるというところまではなくても、ある程度合理的に有害物質を取り除くのにはどのぐらいお金がかかるのかということが実は知りたいと思っております。こちらでもやってみようかと思っているのですけれども、それではぶつかりますから、もし考えられるのならやっておいていただきたいと思います。

早川委員

A案と3人の委員の案は、撤去した廃棄物を大阪湾のフェニックスへ持っていくという案ですよね。これを甲賀市の滋賀クリーンセンターに持っていったら、コストが下がるのではないですか。少なくとも運搬する距離は非常に短くなりますよね。そうすると、コストを低減することは可能性としてあり得ると思うのですが、その辺の計算もお願いしたいと思います。

當座委員

横山先生が言ってくださったみたいに、有害物を除去するという方向で提案してくださったのに加えてというか、深掘り工事をしたときに、高濃度な鉛を1カ所に埋めてあるので、それを全部撤去したらどれだけかかるのかというのと、前回の委員会で私、処分場の中で今まで調査した中で VOC なりダイオキシン類なりを調べてもらって、何がどこにあるのかというのがわかるような地図を出させてもらったと思うのですけれども、それを見ていただいても、どれぐらいの濃度で VOC やダイオキシン類が存在するのかがわかっているので、半径2m ぐらいでその部分を撤去すればどれぐらいかかるのか。

あと、重金属と VOC の進み具合というか、この井戸で VOC なり重金属が出てきている場合、その進み具合はどれぐらいで、どこまで到達するのかというようなことで、前の専門部会か何かの委員会で資料を出してくださっていると思うのですけれども、それを逆に使ってというか、今ここの井戸でこれだけ出ているのだったら、どういう方向でその発生源があるのかということを想定した上で、そこの部分を除去した場合どれぐらい費用がかかるのかというようなことを試算していただきたいと私も思います。

廃止基準をクリアしようと思うと、今、浸透水、地下水に出てきている有害物をどけないとクリアできないと思いますし、ただ水処理施設で処理すればいつかは下がりますと言われても、ちょっとそれでは困りますので、そこそこ有害なものをどけることによって、後そういう対策をとったときに廃止基準がどれぐらいでクリアできるということで、今言っておられる漠然といつかわからないというのが、10年、15年すればクリアできて跡地が利用できるというような形で説明できるような対策を考えられたらいいなと思いますので、よろしくお願いします。

岡村委員長 梶山委員

今ご要求の出たような点について、可能な範囲で算定していただけますか。 横山先生のおっしゃるのは、例えば 2m メッシュでやって、有害物質のある ところを見つけて、そこを除去するというお話だと思いますが、今はたしか 60m メッシュですよね。そうすると、大体ボーリングの数で 900 倍要るわけですね。 かつ、見つかったときに除去するのに、ボーリングは例えば 30m なり 40m なり 必要で、除去するときに相当長いケーシングで落としていくのか。あるいは、下の方にあるものを掘るときに、周辺からの崩壊をどうやって防いで掘るのか。これは相当難問で、それをやってもはるかに安いというのであれば、それは確かに検討に値すると思うのですが、実際に見つかったときにそれをどうやって除去するのか。例えば、30m 下のものをどうやって除去するのか。これは、土木的に見ても非常に難しい問題だと思うのですが、その辺も含めて、もし試算が出れば、検討の価値はあると思います。

もう1つは、有害物質とは何かという問題がありまして、そういう意味で言うと、ずっと地中に置いてもいいものというのがそんなにあるとは思えないというのが私の印象です。

尾崎委員

今のお話ですが、2m かどうかは別ですが、5m か 10m かわからないですけれども、もちろんお金のこともありますけれども、私も区画を決めて調べないと、それを掘れるかどうかというのは確かにあると思うのです。横から掘っていった方が早いということも土木的にはあると思いますけれども、そういうエンジニアリングはちょっと検討するとして、基本としてここは非常に危ないですよというものがあったとしたら、これをまず取り除くのが環境を守る一番です。

現に、先ほども申し上げたように、そういう廃棄物と地層が接している、その辺が悪いかどうかはわかりませんけれども、廃棄物は比較的水が通りやすいですから、ずっと地下水の方へ行くと、それがもともとの元凶であると思っていますからね。そうしたら、たとえ少々水が行っても、本当に危険なものがあるなら、やはりそれは取る方が全体のリスクが絶対下がる。たとえ雨水が入ってもですね、そういう意味で粗っぽくでもやって、それでやっぱりおかしいところはもっと詳細に調べるのだったら調べたらいいのだと、それをやらずにああやこうや、工法やと言ったって、例えば全部撤去するにしても物すごい時間がかかるわけでしょう。とんでもないものがひょっとしたらあるかもしれない。そこに到達するのに10年かかったのではだめだと思うのです。非常に強烈な部分があるとしたら、それは取ってしまわないといけない。それは基本だと思います。

特に今の状況は、地下水汚染とかそういう部分が見えます。水銀の話がさっきありましたけれども、水銀は私にはわかりませんが、ほかの物質を見ていますと、明らかに処分場が元になっている。詳細はちょっとやめておきますけれども、PCBの結果なんかも、詳細に私もう一度見直しました。処分場と経堂池のあれは非常に似ております。そういうことを考えると、今ガスも漏れているわけです。そうしたら、あればまずは取ってしまえと、それが基本だと思います。

それとどういう工法云々で、あるいは調査もそうですけれども、いろいろが さがさやりますと、水みちができてしまって、ひっくり返すことに近くなって、 地下水汚染を起こす可能性もあります。これを非常に気にしております。それ ならば、全面をすぐ覆うかどうかは別にして、地下水汚染をまずとめておく、 そして調べたり、ある意味では工法に近いことをやったりということをしない と、これも地下水や土壌汚染を起こす元だと考えております。

### 横山委員

今の先生のお話で、地下水層の砂層と廃棄物が接触しているところがございますね。それが一体どのくらいの面積なのかというようなことで、ほんのわずかだったら、それを何とか防止するという方法があると思います。昔、深掘りをやりましたが、あれの広さと費用等を考えれば、あれの倍ぐらいの広さしか地下水層と一致していないということがわかればということですが、それを何とか防止する、あるいは埋め戻すとかいうことも可能だし、案を検討するのはいいですけれども、何をしたいかということがはっきりわからないと、何かぼうっとするのですね、何がしたいからこういうことをして、効果はどういうようになりますという思想がないと問題だと私は思います。ただ、お金がたくさんあれば、当然全部取ればいいんですけれども、もし全部取ることが不可能であれば、何と何と何だけは確実に押さえてやりましょう、そのためにはどういう工事とどういう費用が必要なのかということを僕らは知りたいと思っています。

### 當座委員

有害物を除去するという先ほどのお話の中で、深いところにあるのを掘っていくのが大変だというようなことを梶山先生が指摘されていたのですけれども、例えばケーシング調査、今回掘削調査の中に使われているああいうものでわかったところというか、ポイントをそこの深さまで掘っていただいて、それ自体を除去するということも可能なのではないかと思うので、できるだけ有害物を除去していただく方向で、それを目的にというか、対策を考えていただけたらと思います。

#### 岡村委員長

次の議題の方にも大分と係ってきているような感じですけれども、先ほど試 算の要求のあった件については可能ですか。

### 上田室長

今ちょっと聞いておりますと、仮説、仮説の上で計算していくことになるので、難しいということでございます。もう少し私どもで検討したいと思いますけれども、今の段階では難しいということです。

#### 當座委員

そうしたら、具体的に<u>こことこことここ</u>を、今までの調査でわかったところを除去してくださいという形で提案させてもらいますので、それについての試算をしていただくことはできますか。

### 山仲部長

今、貴重なご意見をいろいろいただいて、ありがとうございます。

全体の流れは、もともとは処分場の外への影響がないようにしようと、いわゆる生活環境保全上の支障をなくすと、ただ有害な物質があれば、これは当然除去しようと、いわゆる両方の対応でやろうということで考えていたわけですね。中にすべてどういうものが埋まっているかというのを子細には調べられないという前提で来ています。

今のご意見では、基本的にその中のものを子細に調べたいというご意見がありまして、それを何も無視するわけではないのですが、今回の調査は 60m メッシュで来ています。それは何かというと、先ほど申し上げたように、いわゆる敷地外への生活環境保全上の支障を止めようということから来ています。もし

くは、今おっしゃってもらっているように、2m なのか 5m なのかはありますけれども、再度ボーリングをして、具体的にどういう物質がどういうところにどういう形で埋設されているのかを調べた上で物事を考えようとすると、当初の枠組みとは異なってきますので、試算の以前に、可能なものだったら試算をしますけれども、そこも含めてもう一度検討させていただきます。

當座委員

私がお願いしたいと思っているのは、今までの調査でわかっている場所がありますよね。有害物がどこのポイントで出ている、水とかガスとかいろんな形で出ているわけですけれども、そういうものを除去していただくのに、深くまでケーシングという方法をとれば除去できるのではないかというように今ちょっと思って、そういう工法で<u>こことこことここ</u>を除去していただくのにどれぐらいかかるか試算をしていただきたいのですけれども、その点に関してはどうですかということをお尋ねしているのです。

山仲部長

それもやれたらやりたいのですが、もう1つは、今止まっている掘削調査ですね。それは、今當座委員がおっしゃったように、皆さん方の情報に基づいて、私どもの情報とあわせて、ここを調べたら有害な物質があるだろうということでやっているので、まさにそこの場所を除去するにはどういう費用がかかるかということになります。ただ、さっきも梶山先生におっしゃってもらったように、30m、40mのところを単純に垂直に掘っていけるわけではないので、そういうものが普通のイメージでは試算できそうですが、具体的にはきちっと傾斜を持って掘っていかないといけないので、そういう話が簡単に出てこないという意味で、今もう一度含めて検討いたしますと言っているのです。

當座委員

垂直に掘っていく方法として、ケーシングのボーリングというか 1.5m ぐらいの幅で、すとんと鉛直に掘っていただける方法がありますよね、応用さん。工法的に掘削調査を計画していただいて、その中にケーシング調査というのがあったと思うのですけれども、その工法でこの場所とこの場所を除去するためにはどれぐらい費用を見積もっていただけるのかという部分で、今までの調査においてどうなのかと、今部長さんがおっしゃっているのは、掘削調査がまだ今手つかずの状態で止まっているので、その結果何か出てくれば、それはそれで、何をどう除去していかなくてはいけないのかということはまた考えなくてはいけないと思うのですけれども、今までの調査結果に基づいて、廃止基準をクリアするためには、これだけのものを除去する必要が逆にあるのではないかと、その方法としてケーシングで30mなら30m掘っていただいて、それを全部出したときに、どれぐらい試算として見積もりをとっていただけるのかということで、そういう試算というのはできるのかどうかということですけれども。

事務局谷本

今おっしゃっていることは、何となくわかるようなわからないようなことですけれども、今のところ即答はできないというのはいろんな条件、土木的な条件とかあと廃棄物の濃度といいますか、有害性の基準によりましては持って行き先が変わってくるとか、そういうこともありますので、ここでやりますというのはなかなか言えないのですけれども、もし何かお考えがあるのでしたら、委員会で話していただいてもこちらも理解できない部分がありますので、もっ

と詳細にお話を聞かせていただいて、その上でまず試算できるできないの判断、それで試算が可能であれば、こういうことが想定されるとか、そういうことを考えさせていただきたいと思っています。ですから今のお考えについて、コンサルの方もおりますので、一度お話を聞かせていただいてその上で最終判断をさせていただきたいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

横山委員

誤解があるといけませんけれども、私が言ったのは調査をするという意味ではなくて対策工の中の一つとしてそういうことを考えられませんかということを申し上げているわけです。そうするとわからないのにやるのかということですけれども今でも全容がわかっているわけではないので、調べながら除去していくということにならざるを得ないので、要するにそういう対策案というのをつくっていただきたいということを申し上げています。誤解のないように。

岡村委員長 池田委員 ということで、また一つの対策工案ということですけれども。

議論がかなり拡散していると思うのですけれども、このあたりで私が整理するのも変ですけれども、まず目的はもう工法を選ぶ段階に来て、何のためにこれをやらなくてはいけないか、生活環境上の支障の除去というのが目的です。でも、その中身は何かというと、事務局の方が考えていらっしゃる生活環境上の支障の除去のレベルと、住民の方のレベルと、多分技術的に考えている一人一人の中のレベルはかなり違っていると思うのです。それで、横山先生がおっしゃるように、ビジョンが共有化されていないというようなところに行き着いてしまうのだと思うのです。

まずやらなくてはいけないのは、尾崎先生もおっしゃったように、既に相当 な汚染というのが周辺に出ているという事実は明らかであって、それをすぐに 止めないと、今この時点でもずるずると出ているわけですから、何はともあれ 周辺への汚染をくい止めるという意味で、4案に共通していることを直ぐさ ま、直ぐさまというのは、明日という意味では当然ないですけれども、それを やった上で、その中のものを最終的にどうしていくのか。そこの土地にみんな が後からでも入れるレベルまでの支障の除去にするのか、それとも、最低限有 害なものを除去して、いつどうなるかわからないけれども、当面有害なものを 除去する範囲でやっていけばいいのかというところあたりを見極めないと試 算ばかりしていても物すごく大変な労力と時間がかかるということで、その辺 を整理して、緊急的にやるべきことは何で、どこまでを共通のビジョンとして やっていくのか。支障の除去という国のお金を使う範囲でできることはここま でで、それを超えてやれるのはどこまでというのを整理していかないと、皆さ んが考えているベクトルが違っていては議論にならないと思ってしまうので す。もちろん調査だって、たくさんすればそれはそれにこしたことはありませ んけれども、過去十分にいろんな調査もやられているので、それを踏まえた上 で緊急的にやらなければいけないことはここまでで、その先ここまで求めるの であったらこれ以外にはないでしょうというのがおのずと出てくるのではな いでしょうか。

岡村委員長

次の議題に移っておりますので、できれば次の議題のところに移っていきた

いと思います。今まで出た委員からの要望につきましては、事務局の方で対応 できる点は対応していただきたいと思います。

### 髙橋委員

私は、この工法についてはどうしたらいいのかわかりませんので、ちょっと例え話で申し上げて失礼でございますけれども、といいますのは、私どもが物事を解決します場合に、目標がじっとしている場合は撃ち落としやすいのですが、ところがこの問題は目標が動くということで、現在ではまだわからないけれども、将来こういう問題が起こるだろうということがあると思うのです。したがってミサイルといいますか、相手が動けばそこへついていくようなシステムにしておかないと目的を達せられないのではないか、だから、徹底的にすべて相手を調べ上げた上で撃つのではなくて、今わかっている範囲で撃ち上げて、相手が動いたら、それに合うように変えていく。こういうやり方をやる必要があるのでないかと1つ思います。

もう1つは、余り長期にかかることについては、今まで事が起こってから随分長くかかって、地元は大変な状態になっていると思うのです。これからまた十何年というようなことになりますと、地元がお気の毒といいますか、そういうように思います。したがって、私は、やっぱりある程度短い期間にスタートしていただいて、将来変えるべきことがあれば変えられるという仕組みといいますか、こういうことでいかがなものかと思っております。先生方のいろんなご意見を拝見しまして、私はやっぱりB案でしていただいて、今の変化に応じられるようなものをつけ加えていただいたらいかがかと思っています。

#### 岡村委員長

前にも申し上げたとおり、掘削調査の結果、あるいは検証委員会の報告等を踏まえた上でないと、なかなか判断できないだろうと思います。それで、先ほど事務局からご報告いただいた点につきましては以上にいたしまして、次に対策工案に対するご意見、提案等を事務局の方に報告していただいております。そして、まとめた資料が資料3で出ておりますので、余り時間もありませんので、順次それぞれ委員の方から意見を述べていただく、あるいはまだ述べておられない方で述べていただく点があれば述べていただくということで進めたいと思います。

まず、資料3を見ていただいて、2ページ、生活保全上の支障またはそのおそれということで、処分場西市道側法面の崩壊による支障のおそれについてという点でございますけれども、多くの委員から安定化が必要であろうという意見が出ておりますけれども、この点については何か特にご意見とか追加すべき意見がございますでしょうか。この安定化が恒久的なものか暫定的なものかはともかく、とりあえず安定化を図る必要があるというふうな意見が強いと思うのですけれども。

# 梶山委員

もちろんそういう問題もあるのですが、今日は要するに対策工を議論する日というように私は理解しておりまして、それ以前についていろんな意見をやっていると、また延々と時間がかかる。これは、その前提としてみんなが目を通してくればいい話で、今日はやはり対策工をどうするかという議論に集中していただいた方がいいと思うのですが。

岡村委員長

例えば、A案かB案かというような問題でございますか。

梶山委員

はい。 岡村委員長 私がそれは何度も申し上げているとおり、まだ掘削調査も終わっておりませ

> んし、あるいは検証委員会の報告も出ておりませんし、さらに広く一般住民の 意見も聴取しておりませんので、ちょっと時期尚早だと思うのですけれども。

梶山委員

時期尚早というか、私はむしろ時期的に遅いというように理解しているので すが、県としては、タイムスケジュールとして、今年度中には対策工を決めた いと先ほど嘉田知事もおっしゃっていましたが、そうすると委員会としては、 これは今まで議論されたことをもう一度整理しているというように私自身は 理解しておりまして、もちろんこういう過去の議論も踏まえなくてはいけない のですが、今やるべきはやはり具体的な対策工の検討ではないか、むしろ時期 的に見れば、今日相当その議論を深めないと、年度内に対策工を決めるという ことは難しいのではないかと思いますが。

岡村委員長

時期的に遅いという点では、確かにそのとおりだと思います。昨年 12 月 26 日に第1回の委員会が行われて、恐らくそのときに想定されていたのは、今日 までには対策工案が出ているということであったろうと思います。しかし、現 実に現在掘削調査が行われているわけでありますし、では何のためにそれをや っているのかというような話になるのではないかと思うのですけれども。

池田委員

資料3は、事前にいただいていれば、それを踏まえての議論はできますけれ ども、今これをいただいてそれを見ながら個々の中身について議論するのは不 可能で、意味がないと思います。掘削調査は、確かに今やっていて、止まって いますけれども、それがなければ工法の議論ができないということはないわけ で、まずこの委員会でいろんな意見を出した上で、決める必要は当然ないわけ ですけれども、なぜA案がいいのか、あるいはなぜB案がいいのか、B案では 問題なのかというのをもっとこの委員会の中で出す必要があると思うのです。

岡村委員長

いかがでしょうか。私は非常に疑問に思うのですけれども、例えばRD社が まだ存在していて、そしてその工法がそれほど長期間を要さず、かつ周辺の住 民の方にも環境上問題を生じないというのだったら、完全に原状回復をしなさ いというようなことは言えるだろうと思うのです。しかし、今私たちが問題に しているのは、県がどういう対応をとるかということであって、こういう場合 には、県が一体どういう立場にあるか、今までの問題についてどれほど責任が あったかというようなことも当然関係してくると思うのです。かつ、当然いろ んな財政面での制約もあるわけでありまして、そういうことで抽象的にどれが いいかどうかという議論をしても、私は余り意味がないのではないかと思うの ですけれども。

池田委員

抽象的ではないのではないですか。

岡村委員長

だけども、例えば財政上の制約とか、そういう問題がございますよね。

早川委員

実際の工法の選定は、行政側が最終決断をするものと思っています。ですか ら、我々は独自の立場で、最も望ましい案は何なのか、次善の案は何なのかと いう形の優先順位をつけて答申を上げればいいのだろうと思いますので、それ ほど委員長が言うように気にする必要は私はないと思います。

それとこれまでの議論の中で少なくとも明らかになったのは、C案という話は全然支持する声がありませんから、このC案というのは今後の議論からカットしてもらってもいいのではないかと思います。A案の2つの案というか、いわゆる全量撤去案、それかB案の2つの案というところまで話は絞られてきたのかなと思っています。その中で今後どういうふうな優先順位をつけていくのか。

もう1つの論点としては、先ほどの皆さんのお話の中から、特に尾崎先生がおっしゃったように、緊急対策が必要ではないかという議論があるわけです。 それを先にすべきだというように考えるのか、あるいは全体のプランニングを全部してしまうのか、この論点は今後詰めなければいけないと思います。

我々の任期は3月いっぱいですから、それまでにそれこそ最終目標としてどこをターゲットにしてどういう答申をまとめるのかということを議論すべきだと考えます。池田先生がおっしゃったように、各工法の議論を一々やっていっても意味がない。もう少し大きな議論をすべきではないかと思います。

横山委員

答申は3月末ということをおっしゃいましたけれども、それを目的にするな らば、今はもう案ができていてこの案でどうか、この辺は修正する必要がある、 これではできないとか、あるいはこれでは議会に出せないとか、お金がかかり 過ぎるとか、これではこういう目標は達成できないというチェックの段階に入 らないと、今日でもそうですけれども、急に資料をいただいてどうですかと言 われても困るのと同じように、最終の答申をどのくらい議論するかという問題 があります。したがって、その問題を含めて、県の方から考えてやれば、早川 先生が言うように、おもんぱかる必要はないかもしれません。しかし、何百億 は困るとか、100 億以下でおさめたいとか、そういうことは言えないものかど うか、あるいはその辺の目標をどの辺に置くかということを相当しっかり考え ないと答申はしたけれども、答申がありましたと、滋賀県の議会でそれも無視 して、10分の1の金額しか出せませんと言われたのでは、委員会の立つ瀬もご ざいません。したがって、その辺も見て、A案、B案、C案というのはたたき 台だと僕は思っていまして、この案でどうかというのが早目に出ないと答申は 書けないと僕は思っています。委員長がやることでもありますし、事務局の方 も協力することだとは思いますけれども。

梶山委員

横山先生がおっしゃるとおりだと思うのですが、各案を見る限り一つの共通 点として、やはり緊急対策が必要だろうと、ですから緊急対策として、例えば その周りに遮水壁をつくる。上部からの浸透水をどうやってどの程度防ぐかと いう問題は当然あるのですが、その辺は一つの共通項としてあるだろうと、そ うすると1つは緊急対策をやった上で、お金のことを全く考えないわけにはも ちろんいかないわけですが、来年度はまず緊急対策をやって、先ほど横山先生 や尾崎先生の方からお話のあった緊急対策をやった上で、その有害物だけの撤 去というのが可能なのかどうか、それは緊急対策をやった上で、対策の一環と して調査することは可能なわけで、その先の問題はとりあえず後回しにする。 後回しにするというのは、緊急対策をやった上での話とするという意味では、 その部分までは合意ができて、その後、緊急対策の上でどういう形で工法を検 討していくかというのは、実はやってみないとわからない部分がたくさんある わけですから、この委員会とはまた別の委員会が必要なのか、あるいは行政だ けでやるのかは別として、そういう工法を検討しながら、どこまでやるかとい うのをその上で検討していくという形なら、年度内に何とかまとまるのではな いかという気がいたします。

#### 岡村委員長

いろんな意見が出ましたので、ちゃんとそれに答えられているかどうかわかりませんけれども、まず最終的にどういう対策をとるかということは、当然それは行政責任を負っている県、県知事が決定すべき事柄であって、我々はそういうことを決定する権限は持っておりませんで、単に知事が決定するに当たって参考となる意見を述べる権限を持つにすぎません。だけど我々は完全に何ら制約のない下で案を考えるということはできないわけでありまして、いろんな財政的、社会的、経済的な制約のもとで、やはり実現可能な案というものを答申せざるを得ないだろうと思います。ただその場合に、県に最初から幾ら出すつもりだとか、こういうことを聞くのはまたおかしな話で、この辺りは当然そういう財政上の制約があることは確かですけれども、先ほど述べたとおり、例えば検証委員会の方で県の責任は重いということになれば、県にはそれなりの負担を願わなければいけないでしょうし、それほどでもないというのだったら、また話は違ってくるというような面もあるだろうと思います。

それから、C案については、前にたしか私が、これはもういいでしょうという具合にして取り上げなかったと思うのですけれども、まだそれが残っております点は、まあそれでいいだろうと思いますけれども。

それと先ほど具体的に西側法面とかの話に戻しましたのは、今出ておりましたとおり、緊急に取り扱うべき問題があるのではないかという点で、そちらの方に話を戻したわけでありまして、西側の法面は少なくとも皆さんそれぞれ、それが最終的な形かあるいは最終的な工法をとるまでの暫定的なものであるかはともかくとして、早くこの安定化を図るべきだという意見が強いように私は思ったのでそういうことでよろしいですかということで意見を聞いたのです。

あるいは、次の廃棄物の飛散・流出による支障のおそれについても、覆土を 行うかあるいはシートをかけるか、ともかく早急に飛散を止めるあるいは遮水 をするという意見が強いようですけれども、そういう点についてもご意見をお 伺いしているのです。

## 池田委員

ー々反論するようで恐縮ですが、一つ一つそういう個別のことを議論するよりは、大きくA案のような全量撤去が必要と考えるのか、それとも対症療法的なB案的なものでいいのかというのをもうちょっと議論するとか、そういう大筋の議論の方が必要なのではないかと思います。

### 岡村委員長

多分、何度も申し上げているとおり、A案がいいかB案がいいかということを今の段階で決めることが私は無理だと思います。

### 池田委員

決める必要はないわけで、議論するわけですから。

#### 岡村委員長

議論は、既に幾つかご意見が出て、しているはずですけれども、しかし、前提を置かないもとでA案、B案を検討しても仕方がないですよね。申し上げたとおり、財政的な制約もなく、かつ周辺住民に対する環境上の影響とか、そういう問題も何も考えなくていいのならば、こんなもの全量撤去すればいいに決まっているのではないですか。そういう点で、私はいろんな前提を置かないもとで各案の当否を検討しても、現段階では余り意味がないだろうと思います。私は申し上げたとおり、抽象的に何の制約も置かなければ、全量撤去で結構だと思いますけれども、ということで、現段階では、最初取り入れるべき課題は何かということで今提案を申し上げているのですけれども、少なくともその点については委員の意見の合致を見たいと考えているのです。

#### 早川委員

議論がぐるぐる回りしている感じがして、先に進まないので戸惑うのですけれども、3月までの、我々の答申の目標を委員長はどこに置いていらっしゃるのですか。最終的に全体のプランニングを出しておしまいにするという案なのでしょうか。

それから、先ほどどなたかがおっしゃったように、目標が変わっていくのだと、変わっていくときにそれに対応できるような対応をすべきだと、少なくともC案がなくて、A案とB案の議論になっていますから、A案とB案で共通する部分というのがありますよね。例えば遮水壁をつくるとか、焼却炉を撤去するとか、そういったところでは合意はある程度、我々の対策委員会でもできていると思うのです。そういうような形で合意したところを積み上げていって、その後のことに関してはこういう可能性が残る、あるいはこれについては継続審議すべきであるとか、そういうようなで残していくというのも一つの現実的な案だろうと私は思います。ところが、一々具体的な西側の斜面をどうするかだとか議論をしていくことに積極的な意味がちょっと今見出せないので、委員長がいつもそこに戻ろうというのが納得できないのですけれども。

#### 岡村委員長

順番に、その後遮水壁の問題にも入っていっているはずですけれども、3番、4番、5番で。当然のことながら、この委員会としてやっぱり3月末はまずいですよね。幾ら何でも3月の初めぐらいには答申を、答申ができるかどうかは問題ですけれども、答申をまとめられるように努力したいとは当然思っています。したがって、今の遮水壁の問題も、次の地下水汚染の拡散による支障のおそれについてとかいうところで出てくるのですけどね。

### 梶山委員

今、早川委員のおっしゃったように、周りに遮水壁をつくるという点ではほぼ合意に達していると。それを基本的に1つ押さえると、例えば横山先生などがおっしゃっている有害物だけをターゲットにする工法が可能なのかというのが次の問題として1つあります。そういう問題は、実はわからない部分ですね。わからない部分は、緊急対策をやった上で検討すればいいのではないかと。これは順序としてはそうなると思うのです。ですから恐らくそこまでは合意できて、そうすると来年度の工法として、例えば答申の内容として、緊急対策としてまずこれをやりなさいと、それから、その先どこまで物を除去できるのか、

除去すればいいのかというのは、横山先生がおっしゃるような調査をしないとわからない部分が相当あって、恐らく私自身のイメージでは、有害物というのがそんなにうまい具合にあるかどうか全くわからない。もちろん横山先生などは現地のことをよくご存じですから、それを前提におっしゃっていると思うのですが、その辺はみんなイメージが違って、よく知っている人と、私みたいによくわかっていない人間が議論しても多分結論は出ない。ですから、そこは緊急対策をやった上で、こういう調査をしながら次の工法を考えましょうと、そこまでしか多分議論としてはできないのではないかと思います。

岡村委員長

ということで、私は前回皆さんからいただいている意見の内容を集約しているのですけれども、それではいけませんかね。

當座委員

生活環境保全上の支障と達成目標の話と対策の話は、どちらもしていかなくてはいけないのですけれども、この支障と達成目標はいろんな先生方から意見が上がってきているのですけれども、これはどんなようにまとめていくのが、それぞれの項目でいろんな意見が上がっていますけれども、どういう形で委員会の意見としてまとめていくのがいいのかなと、どうするのがいいのかなと思っているのですけれども。

岡村委員長

ですから、例えば焼却炉の問題等については、各委員から出ている意見では、当然これは除染して解体撤去というような意見で、多分意見の合致を見ると思いますので当然それは答申の中の内容に含めていくのだろうと思います。ただ難しいのは、例えば遮水壁とかこういう問題をどう位置づけるかというのは、また委員によってそれぞれ評価は少し異なってくるかとは思うのですけどね。

當座委員

先ほど池田先生がおっしゃったみたいに、今日これをもらって、読む時間もない中で議論していくというのは、ちょっと私も難しいなと思っているのですけれども。

山仲部長

今の資料3というのは、前回それぞれからご意見いただこうということで、むしろこういった議論をやっていただくのが本来なんですが、時間の関係もあったりして、あるいはご出席いただけない方もあるということで資料をつくらせていただいたので、これをまとめていただくというものではなくて、先ほどから梶山先生とか池田先生がおっしゃっているように、対策工がどうかということだと思います。ですから、対策工の議論の中でこれをご活用いただけたらいいので、今日いきなりお出しするというのは、今日いきなり意見が出てきたのと同じことなので、余りこれがいきなりかどうかにこだわっていただく必要はないと思いますし、先ほど早川先生に言っていただいたように、県としてはどれが妥当な案かというのは、県というよりは、議会とか県民に協議をさせていただいて、諮って最終的なものを選択するのですが、可能であれば、この委員会の中で優先度の高い案を総意でまとめていただければ幸いだと思います。

そういう意味で、今日の議論はかなり進展をしていただいていまして、遮水 壁なるものが要るということについては、全量であろうがそうでないとして も、かなり集約していただいているのではないかと思います。ただ、私どもと しては、緊急的なものと恒久的なものは当然必要だと思いますが、それはある 意味で時間軸の問題でして、できれば先ほども髙橋先生に言っていただいたように、動くのは当然ですが、現時点では緊急と恒久をセットにした案で、ただやりかけた中で、その案を変えていく必要があれば柔軟に対応すべきだと思っていますので、そういう意味では遮水壁は必要だと。ただ有害物は当然除去しないといけないと、全量かどうかというのは、有害物が除去されればいいわけですから、そういうところまで合意がいただければ、そういうことを含めて、もう一段踏み込んだ案をまたご提示させていただいて、次の協議をしていただければと思いますので、もう少しそのあたりの議論を集約していただければいいかなと思います。

それともう1つ、當座委員がいつも言っていただいていますように、廃止基準というところですが、いつ廃止できるかというのは、今後いろいろもう少し対策とあわせて考えないといけませんので、そこの議論に入っていただくとなると、少し議論が空回りするかなと思いますから、先ほど申し上げた辺りでもう少し議論をしていただければと思います。

横山委員

ぶっ壊すようで済みませんけれども、遮水壁は合意したということですが、いろいろ最近になって調べていると、40m の遮水壁というのは日本で初めてではないですか。だから、今までどんなところでどんな遮水壁があって、どんな効果が出ているかということをちょっと調べていただいて。合意はいいのです。していただくことはいいのですけれども、先ほど言いましたように、そういう目標があって、効果を考えるに当たって、日本でどんな遮水壁がつくられていて、どんな効果があるかということをひとつ教えていただきたいなと思っております。というのは、どう考えても、遮水壁でちゃんとした効果が出るとは私は思えないのです、悪いけれども。だからどんな効果があるのか、どういう実績があるのかというのを知りたいと思いますので、もしあれでしたら調べていただきたいと思います。

岡村委員長

せっかく皆さんからこういうご意見をいただいたわけですから、どういう内容かということで、私も昨晩初めてこれを読んだところでありまして、そういう内容を申し上げて、皆さんのご意見と、もし意見を述べておられない方で述べられる点があるならばということでお聞きしているわけであります。ですから、今の横山先生のようなご意見が出れば、それはそれで非常にありがたいことだと思うのですけれども、少なくとも委員が一致できるようなところは一致する。例えば、先ほどの焼却炉の問題なんかは多分異存はないかと思うのですけれども、一応そういうことを確認させていただきたいと思ってやっているわけです。

池田委員

今の横山先生のご意見は、ごもっともなご指摘ではあるのですが、仮に 40m の規模の遮水壁がなかった場合に、過去の実績がないからできないという話にはならないと思うんです。遮水壁はせざるを得ない。どっちみち、そういう技術的なものというのは、完璧なものはないわけですから、それをやらないで、ほかに案があるかというと、ないのでどういうトラブルがあったとか、可能性があるかないかということを調べておくことは必要ですけれども、やらざるを

得ないだろうと思います。

横山委員池田委員

やらざるを得ないことに反対しているわけではございません。

それは十分わかります。資料として、情報としてそういうものを把握してお くのは重要だというのはよくわかります。

先ほど委員長が、経済的なこと、財政的なことが不明確な中で前提条件がというようにおっしゃいましたけれども、お金があると思っている人はだれもいないわけで、ないことは最初からわかり切っているわけです。ないからこれだというのだったら、こんな議論をする必要すらないわけで、ないという前提の下で、いろいろなことを調べてきて把握する中で、お金がないからこの支障除去はこれで足りると思うかどうかの判断です。それをするのに、全量撤去までお金がなくても時間をかけてでもやらなくてはいけないか、それともB案、C案、C案はもうないのかもしれませんけれども、C案的なものでもいいのかという辺りをもう少し議論するべきではないかと私は思うのです。お金がないのはもう十分わかっているわけです。

岡村委員長

ただ、県がどの程度の財政的な負担を負うべきかというのは、当然過去の経 緯等も絡んでくる問題だと思うのですけどね。

池田委員 岡村委員長 それは、単年度でするか、全体でするかの問題であって。

いやいや、そうでもないでしょう。例えば、RD社ならば、本来これは完全

に原状回復すべき問題であって、もし県がRD社と同等の責任を負っているというならば、これはやっぱり完全に原状回復するべき問題だと思います。例えば、何か県が過ちを行って損害賠償請求された場合に、お金がないから払わないでは済まないですよね。

當座委員

今日の資料の中に、この間の 25 日の検証委員会の資料を入れていただいているのですけれども、私もちょっと傍聴させていただいたのですけれども、まだこれは案ということで、もう少し具体的に評価をしなくてはいけないということで、この間先生方がおっしゃっていましたけれども、特に私が思ったのは、平成 10 年に追認した件ですね。これはやっぱり追認するべきでなかったと。あの時点で住民の皆さんの協力を得て、余分に埋めたものは全量撤去させるべきであったということを言っていただいていて、本当にそのとおりだと思いますし、あのときにそういうものを出させて、もう少しちゃんと調べていれば、今のようなことにはならなかったと改めて思っていたのですけれども、今回の意見を書いてくださいと言われている中で、対策の中に今回 720,000㎡ だということがわかって、本当は許可されているのは約 410,000㎡ ですので、310,000㎡ ほどを私はまず出していただきたいなと。県の責任としてこの分というのはまず出していただきたいなと。県の責任としてこの分というのはまず出していただきたい。その上で対策をとっていただきたいと思いますし、この検証委員会の資料に関してちょっと説明をしていただけたらありがたいのですけれども、それはどうでしょう。

山仲部長

ご存じのように、これは今琵琶湖環境部で対応していますけれども、検証委員会は総務部ですし、まだ今途中経過だということもあって、説明ができないというように総務部が言っていますので、そこはご了承いただきたいと思いま

す。ですから、25 日に出された資料をお配りしただけということでお願いした いと思います。

池田委員

初めて検証委員会の資料が出ていますけれども、これは県の責任をオーソライズしているだけであって、県の責任がなくてこんな状況になっているわけがないわけですから、そんなことをここで確定してからでなければ議論できないというのはそもそもおかしいのではないかと思います。だから、そういうことは前提でどうするかどうかですよ。

山仲部長

まさに同じことでして、あるないというのは重要なことですが、それより客観的に環境上の問題が生じていれば、それをとめると。それと、財源もいろいるご心配いただきまして、ありがたいと思っているのですが、県としては生活環境保全上の支障が除去される対策をやるのであって、財源がないからやらないということはないと思います。ただ、それをいかに効果的に合理的にやるかということがポイントでして、必要な財源については理解をしていただいて調達するということで臨まないといけないと思っています。

岡村委員長

ということで、いかがいたしましょうか。

早川委員

今後の議論の進め方について、ちょっとよくわからなくなってしまっているので、整理していただけますか。後、回数は限られていますよね。この会議の次は何をやって、その次は何をやってという形で、そこでどういう形でどういう結論を導くのかというめどを示していただきたいと思います。

岡村委員長

これは全く個人的な考えですけれども、次 1 月 14 日に住民の方々の意見を 聴取し、あるいは意見の交換を行う。その次は 2 月 23 日が予定されているよ うですけれども、多分そのあたりには検証委員会の報告等もかなりまとまって きているのではないかと思いますので、その段階で各工法どれをとるべきかと いうことの検討を行う。そこで決まればいいですけれども、決まらなければも う一回、できれば 3 月の上旬ぐらいを考えるしかないのではないかと思うので すけれども、それぐらいで最終的にこの委員会としての見解をまとめたいとい うように個人的には思っております。

早川委員

わかっていることですけれども、余り時間がないので、頭出しというか、大 分前に頭出ししたのですけれども、最近議論していない点を指摘しておきたい のですけれども、よろしいでしょうか。

今日お配りした資料です。裏にあるのは読売新聞の記事でして、お手元にある検証委員会の内容を要約したものです。横書きになっているものはNHKのニュースで、上の方は同じ内容です。検証委員会のことなので、これだけだったら資料を今日用意するつもりはなかったのですが、今朝下の方の記事が目についたものですから、今日急遽皆さんにお配りしたという次第です。これは、管財人がその所有権を放棄するというようにNHKニュースの方で報道されているということです。あの処分場の所有権問題というのは、この対策委員会の最初のころで議論になったと思いますけれども、その後全く話に出ていません。これだけ公費を使ってあの処分場をきれいにして、そしてそれが誰の手に渡るかわからないというのは、我々としてもちょっと納得がいかないのです。

この問題について、対策委員会としてはこうすべきだというようなことを、技 術的な対策とは別にして、ちゃんと答申の中につけ加えるべきではないかと私 は思うのですが、いかがでしょうか。

岡村委員長

私、正確に覚えていないのですけれども、これは対策委員会の付託事項に入っていましたか。

上田室長

入っておりません。対策委員会の所掌事務ということで、設置要綱に定めさせていただいております。1つは廃棄物および地下水等の調査に関すること、2つ目が環境汚染および違法埋め立てに係る課題の整理および評価に関すること、3つ目が生活環境保全上の支障の除去に係る効果的、合理的な対応策の検討に関すること、4つ目が監視体制等その他必要事項の調査検討に関することという中に跡地活用ということで、その他必要事項の調査検討に関することという中に跡地活用ということは入っていないと思っております。といいますのは、対策委員会の設置要綱を定めます前に、昨年の10月に県の対応方針を定めさせていただきました。その対応方針の中には、策定の趣旨という中で、廃棄物処理法の趣旨に基づいて対応策を検討するということと、処分場の管理については、関係者への指導とかモニタリングをするということは書いてあるのですが、跡地活用のところについてはこの対応方針の中に書いておりませんので、私としては入っていないのかなと思っております。

當座委員

文章としては入っていないと思うのですけれども、この委員会が始まったときに、たしかそういう議論もしていくということを事務局の方も了解されていたように私は思っているので、確かに方針を見ていると文章としては入っていませんけれども、入っていないからここで議論してはいけないということではないと思いますし、ここの今後とっていく対策は、公害対策ということだけじゃなくて、環境対策という形でしていく必要があるのではないかと思うのです。滋賀県は環境こだわり県だと言いながら、公害対策でそこまでしかできないというのは、ちょっとどうかなと思います。

岡村委員長

ただ、付託事項に入っていなければ、議論をするのはいいと思いますけれど も、答申本文にはちょっと書けないですよね。

早川委員

この対策委員会は、こういう処分場問題が二度と起きないようにどうすべきかということに対してちゃんと答申をする責務があると思います。もしそうでなければどこがそれをやるのでしょうか。この問題に対してはこういうような対策を打ちます、今後こういうことがないようにすべきだということを言って、そしてすべての仕事がおさまるのではないかなと思いますが、それだからこそ検証委員会の報告も必要だというように私は理解していたのですけれども。

岡村委員長

ですから、跡地対策については答申本文には入らないというのは、別に矛盾 しないのではないですか。

當座委員

答申の中に正規に入れられなかったとしても、何らかの形で委員会としての コメントというのを私は出していただきたいと思うのは、この県の対応方針の 課題の中に、「RD最終処分場に関しては、地下水汚染を始めとする環境汚染 問題、違法に埋められたドラム缶問題およびRD社の経営破綻から処分場の今後の施設管理問題があります。このような問題に対して、科学的な調査分析のもと、効果的で合理的な対応策を検討していく必要があります」というように課題として挙げられていますので、委員会としてコメントを添えていただきたいと思っています。

梶山委員

所有権を放棄するというのが実はよくわからないのですが、いずれにして も、これは、この委員会の付託事項と、これ自体は違うとしても、非常に密接 な関係があるわけです。というのは、これからいかなる工法をとるにしても、 土地の所有者との関係というのは無視できないわけで、仮に県以外のところが 所有者になって、こういうことは一切やらせないと言った場合に、どこまでで きるのかという問題は当然出てきますから、前々から私どもが主張しているよ うに、これは県がきちんと引き取るという前提でないと万全の工法というのは 考えられないだろうということが考えられるわけでして、不動産について、所 有権が本当に放棄できるのかというのは議論があるところだと思いますが、少 なくとも所有権を放棄しても責任はついて回るはずです。これは動産の場合の 不法投棄と同じで、要らないよといって捨てたから、それに対する責任がなく なるかというと、決してそうじゃないわけですから、RD社の責任は残る。そ れから、県がこれに原状回復を含めた生活環境の保全上の支障の措置をとると いうことは、所有権の一部について既に関与している、関わっているわけです から、これは前提問題としてはきちんと考えていかなければいけない問題で、 答申の中にも、最終的に県はこの土地を取得するつもりでやるのか、あるいは 取得しないで最終的に県自体は所有権を持たないつもりでやるかによって、対 策のやり方も多分変わってくるだろう。そういう意味で言うと、付託事項であ るかどうかは別として、前提問題としては大変大事な問題だろうと思います。

横山委員

法律的なことがよくわからないのですけれども、不動産の所有権を放棄する ということの内容は、国有地にでもなるのですか。何もそういう法律はないの でしょうか。

岡村委員長

私はもう民法を完全に忘れましたけれども、多分私はできないと思うのですけれども、梶山先生いかがですか。

梶山委員

多分、不動産はできないと思うのです。

横山委員

できないのですか。

梶山委員

と思います。動産についてはできるわけですね。ごみとして捨てるというの は、所有権放棄の意思表示ですから。

横山委員

それこそ公的に、国の法制局か何か知りませんけれども、聞いていただけないかと思いますけれども、何かなかったらおかしいのではないですか、国家として。

上田室長

私どもが県の顧問弁護士に聞いているところによりますと、もしくは管財人さんから聞いております内容から言いますと、今管財人が財産として放棄をされるという状況でございます。管財人が財産として放棄されますので、管理主体のないRD社という土地所有に戻るというだけです。ただし、RD社自体は

破産していますので、何ら権限がなくて、所有権上はRD社に残って実体がないと。その中で、清算人というものが次に出ておみえになると。管財人は財団債権を持っておりますけれども、清算人は基本的に経費がないというようなところから、早川委員が今日出していただいた中で、こういうような記事になっていると思っております。最終的にそれが国有地になるのかどうかということについては、大変難しい話でございます。

横山委員

それは難しいと思いますし、私も聞いたことがございませんけれども、何の 決まりもなく、何のルールもないということはなくて、RD社あるいは清算人 がどこかへ売るということはできるのかとか、そういうような問題が現実的に は大きな問題ですね。だれかの所有地になってしまうのかと。国有地になるの は構いませんけれども、その辺をできればご整理をお願いしたいと思います。

上田室長

私どもの事業は、基本的に廃掃法に基づいて、RD社に責任がございますので、その関係者に措置命令をかけて、県は代執行でやるという法的裏づけの中でやっていこうとしております。だから、新たに土地の所有者があれば、基本的にその方にも措置命令をかけることは可能だと思っております。そのために、私どもはRD処分場の状況を、その土地を取得したい人もしくは抵当権者、そういう方に申し上げているわけでございます。

梶山委員

本当はもう引き取り手が決まっているのですか。

上田室長

決まっておりませんが、この権利者は破産管財人さんがおられます。それから、抵当権者も処分する権利がございます。そういう方には、新たに所有される方がおられたら、私どもからこの処分場の状況についてしっかり説明させてもらうということでお願いをして、そのことについてはご了承いただいております。現在のところ、私どもからその事業者に対して説明させていただいたのは1件ございます。こういう状況だという説明をさせていただいたところはございますけれども、随分早い時期でございます。その後、何も話はさせていただいておりません。

早川委員

今、設置要綱をコピーして、皆さんのお手元に行っているかと思いますけれども、所掌事務の(4)監視体制等その他必要事項の調査検討に関することに当然所有権の問題は入ってこざるを得ないと思いますので、答申の中に入れていただきたいと思います。

岡村委員長

どうでしょうね。どうも立法者意思説は違うようでありまして。

梶山委員

だれがこの土地の占有者あるいは管理者になるかというのは、今後の工法とかモニタリングをやる場合大きな問題で、見当がついているのなら教えてほしいのですけれども、今後どうなるかというのは本当にわからないのですか。それは、やはり前提として議論しなければいけないのではないでしょうか。

上田室長

土地の所有権にかかわらず、廃掃法に基づいて事業をやるという考え方をしておりまして、では今後どうなるかということについては、他府県の事例では、管財業務の中で放棄されずにずっとお持ちいただいているという事例もあるように聞いています。今は、どうも見ておりますと、管財業務としてはできるだけ早く終了したい、だから財産としては価値がないので放棄をするというこ

とで、管財業務は終わりたいというような意向のようでございます。

梶山委員

私が知っている例でも、管財業務の中で焼却炉を撤去しているという例は知っていますけれども、裁判所がどういう見解を持っているのか知りませんが、要するにこれは負の遺産ですよね。負の遺産だから、管財業務の中でこれを放棄していいという許可を裁判所は簡単におろさないと僕は思うのですけれども、これは裁判所が許可をした話なのですか。そこまで伺ってもわからないのかもしれませんが。

上田室長

私どもは、東京高裁だったと思うのですが、こういう処分場問題に関して慎重に扱うような指針が裁判所の中にあると聞いております。それは資料で調べております。ただ、京都地裁はどうかというのはわかりませんが、同じような解釈をして、こういう処分場問題は社会的な問題を含んでいるので、そういう管財業務についても慎重を期すようなことを考えていただいていると思うのですが、はっきりはわかりません。

池田委員

すごく重要ですけれども、もしここの委員会で何か提言したり答申したりしても、所有者が今後かわることによって、それが何の意味も持たないということもあり得るのですか。拒否されるとか、いじったらいけないとか、触らないでみたいな話になったら、何のためにしたのかということになりませんか。

山仲部長

いろいろご意見いただいて、参考にさせていただきますが、基本的に土地の 所有者とは関係なしに、廃掃法で環境上支障を生じている除去を命じようと、 それができなくて、今度は代執行でやろうということですから、それはできる と思っています。

ただ、おっしゃるように、土地の所有権というのは確かに課題ではありますから、かつては県が持たないという一点張りでしたけれども、県が現時点で取得するとか、それの判断はまだ時期尚早だと思っていますので、それは単純な話ではないのですが、土地の所有権がどうなるかということによって対策工が十全の達成がなされないということでは困りますから、それは当然こちらとしても配慮したいと思っていますし、委員会の中でも、だれの所有という議論まで踏み込んでいただくかどうかは別として、対策工が達成されるように、土地の所有権についても何とかというようなことをつけていただくことは可能かなと思います。ただ、先ほど室長も申し上げましたように、この要綱は県で作成しておりますけれども、通常、例挙して、監視体制等その他という場合については、土地の所有権を想定はしていないと思いますが、あとは委員会の中の委員長を含めての自主的な判断をしていただいたら結構かと思います。

岡村委員長

ということで、今後検討していきたいと思いますけれども、では資料3につきましてはよろしいでしょうか。一応皆さんお読みいただいて、私がまとめるまでもなく、共通項はどのあたりにあるかということはわかるかと思いますので。特にこの点についてご意見等は。

竹口委員

所有権の問題ですけれども、私たちは対策工を続けていくための保証として 県に持ってほしいのです。栗東の新幹線問題みたいに、知事がかわってもう止 めたというようなことでは困るから、私はそういう意味で県が所有すべきだと (3)

第 11 回対 策委員会 の運営に ついて いう意見をつけたのです。

岡村委員長

ではそういうことで、この問題についてこれで一応終わりたいと思います。 それで次回、先ほど申し上げましたとおり、前回の対策委員会で、地元住民 の方の意見を伺う委員会の開催方法についてでございますけれども、これは対 策委員会主催で実施するということにしております。それで一応まとめてみま したので、配っていただけますか。

お手元に回ったかと思いますけれども、申し上げたとおり 1 月 14 日、成人の日でございます。午前 10 時から午後 1 時、できればもう少し早く終わりたいと思いますけれども、場所は栗東市中央公民館と。目的は、地元栗東市住民への対策工(案)の説明および意見の聴聞、聴聞というのは余りよくないですね。聴取および意見交換あたりかと思います。対象は栗東市の住民および県民の方々と、主催は申し上げたとおり、対策委員会が主催するということで、壇上には委員全部ずらっと並んでいただこうと思います。それで、事務局案等について説明していただくために、端の方に二、三人あるいは三、四人の職員の方に着席等をしていただくというような形態を考えております。内容は、最初に委員長の挨拶、開催趣旨・委員会の現状説明ということで、10 分もかからないと思うのですけれども、その後、対策工の説明、これは事務局およびできれば提案委員から説明していただく。その後、住民の方から意見を聴取し、あるいは住民の方と意見を交換するというような目途で考えておりますけれども、いかがでしょうか。

梶山委員

パワーポイントとかプロジェクターというものは使えるという前提でよろ しいですか。

山仲部長

はい。

早川委員

特に処分場の近辺の北尾団地の人々、それから経堂池の管理をしている小野の人たち、そういう人たちに来てもらいたいと思うのですが、その辺での対応の進捗状況はいかがですか。前回のときに、呼びかけるという話でしたよね。

上田室長

実は今日付で栗東市さんにお願いをいたしまして、各自治会長さんあてに、 内容はまだ未定ということで、時期と場所と目的、住民さんのご意見を伺うと いう目的で、今日ご案内を既にしていただいております。

乾澤委員

実は、本来でしたらこの対策委員会の後に発送したかったのですけれども、 今日の朝が自治会の会長さんあての文書の最終発送でございまして、この対策 委員会後に配付することができませんでしたので、まず市長から自治会長への お願い文書、それと回覧ということで、住民説明会の開催について、開催日時 と開催場所のお知らせということで、このお知らせについては県の方で出して いただく文書をつくってきたと、そういう形で全自治会に回覧をお願いすると いうことで、朝に発送しております。

當座委員

全自治会の方に案内を出していただいているということで、それはそれでありがたいことだと思います。あと、周辺の地元の方にできたら全戸配布のビラをというか、お正月を挟んで回覧といってもなかなか回覧が回らない可能性がありますので、小野自治会、北尾自治会、中浮気自治会、上砥山の方もそうで

すし、赤坂、日吉、ニューハイツと、地元の方へは、同じビラで結構ですので。 それは、市長さんからになっているのですか。県の方からの案内じゃなくて、 市の方から言っていただいているのは。

乾澤委員

自治会長さんには、市長からお願いする。回覧の文書については、県の特別 対策室でお知らせの文書をつくっていただいたということでございます。

當座委員

対策室の名前で出ている文書を全戸配布していただきたいと思います。市の 方と県の方と協力していただいて、もしあれでしたら、地元の方は私もいます ので、お手伝いもしますし、回覧といっても、皆さんに行き渡るかどうかわか らないと思いますので、そのあたりをよろしくお願いします。

池田委員

どういう資料でこの会議をやるかというのは結構重要だと思うのです。工法の4つとか5つのコンサルタントがつくられた絵入りのカラーのものは当然出ると思うのですけれども、例えば今日配られている資料3の17ページのところから、支障除去のための工法への委員の意見というのが集約されているわけで、そういうようなものを配るお考えはないのでしょうか。そうすると委員会の中で工法に関してどういうことが議論されているか、事前には当然配れないから、その場になるとは思いますけれども、集約はもちろんこれからされるわけですけれども、委員会でのそれぞれの意見というのもある程度わかる。行政がつくった工法の比較の資料だけではちょっとどうかなという気もするのですけれども、いかがでしょうか。

岡村委員長

それはこの委員会で決めることですけれども、どういたしましょう。今池田 委員からご提案があったのは、17ページから何ページですか。

池田委員

20ページです。

當座委員

今の池田先生の意見に賛成です。21 ページというのは、私の方の対策に関しての文書の中で、この廃止基準をという部分なので、ここも入れていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

梶山委員

確かに資料の点は大変大事な問題だと思いますが、1つは今までの資料プラス、委員がぜひこれは資料に出してほしいというのがあったら、例えば期限を決めていつまでに事務局に送るようにとか、それを決めておく必要があると思います。

もう1つはこういう進行のとき大変大事なのは、要するに意見聴聞とありますが、実際には住民の方からいろんな意見が出て、それに委員会のだれかが答えるという進行になると思うのですけれども、大事な論点を幾つかまとめておいて、きちんとコーディネートしないと、脈絡のない単なる言い合いになってしまうので、私は、司会進行というか、コーディネーターというか、それが大変大事だと思うのですが、これは委員長がお務めになるということでよろしいでしょうか。

岡村委員長

非常にまずいことに、多分私だろうと思います。だれかがかわっていただけ るならありがたいですけれども。

梶山委員

実はそれが私はこういう集会のときに大変大事だと思っていまして、下手を するとただお互いに脈絡もなく同じようなことを何度も言い合って終わりに なってしまうという大変不毛な集会になってしまう可能性もある。それを本当 言うと危惧しております。

岡村委員長

できるだけそうならないように努力しますけれども、そうなった際には、どうぞ牽制していただいて、助けていただくようにお願いいたします。

先ほど出ました 17 ページから 21 ページですけれども、委員名は固有名詞で 出しておきますか。それともどうでしょうか。

池田委員

もちろん固有名詞です。

岡村委員長

ここで名前の出ている方、それでよろしいでしょうか。

では、このままの形で出すということにしたいと思います。

それと、資料をいつまでに事務局に届ければ配付ができるかという点ですけれども、今日は 27 日ですので、年内ということは無理で、何日ぐらいまででしたら。

上田室長

年明けに、基本的にコピーさせていただくだけというスタイルであれば、14日ですと、10日ぐらいまででさせていただけると思います。

上田室長

各委員さんの資料を10日までにお願いいたします。

岡村委員長

では、会場で配付する資料がございましたら、10 日までに事務局の方に原稿 の提出をお願いいたします。

乾澤委員

先ほど當座委員から各戸配布を仰せいただいたのですけれども、各戸配布いただくのは、自治会長さんにお願いするという形になるわけで、その辺のところが、全戸までは。自治会長さんのご協力をいただければ可能ですけれども、その辺がちょっとどうかというところがございますし、正月の配付物が非常に多い状況でもございますので、本日お願いしましたのは回覧ということでございますので、一律的に全戸配布というのはちょっと難しいかなと思います。

當座委員

私は、自治会長さんにお願いしてという意味ではなくて、市の方と県の方、 職員さん、申しわけないのですけれども、私もお手伝いしますので、歩いてポ スティングしていくのが一番いい。時間がないので、そうせざるを得ないのか なと思っていますので、協力いただけたらありがたいです。

上田室長

大変申しわけないのですが、年明けから 14 日の間に職員に動員をかけてというのは、大変申しわけないですが。

山仲部長

最大限情報が伝わるように、これは手続の問題ですから。ただ、県の職員と 市の職員がやるというのも、コストを絡めればどうかと思いますし、嫌という 意味ではなしに、一番合理的に地域の人たちに情報が伝わるようなことは栗東 市さんと一緒に協議をさせていただくので、そのあたりはお任せいただけます か。當座委員の方が独自にやっていただくのは、それはプラスとしてやってい ただいて、事務局として可能な限りの手配はしたいと思っています。

早川委員

多分當座さんが危惧していることはこういうことだろうなと思って、私も共感するので申し上げるのですけれども、これまであそこの処分場の改善対策や調査をする中で2つの障害がありました。1つは経堂池の利用の問題です。そこに排水の水を流すことに対しては、強硬に小野自治会が反対をしています。それでずっとそれができずにいます。もう1つはご存じのように、今度の掘削

調査でも北尾自治会が反対をしてあそこの掘削調査ができないでいます。北尾 自治会と小野自治会の人たちの気持ちを我々はちゃんと受けとめて、そして 我々の考えていることをお伝えして、どうすればいいのかということを一緒に 考える、今度の説明会はそういう場にしなければいけないだろうと思うので す。

これまで、北尾自治会に対する話し合い、小野自治会に対する話し合いを、例えば栗東市行政とか滋賀県とかにお願いしてやってくださいと言っているのですが、埒が明かないのです。全然変わっていないのです。そこを危惧しているのです。せっかくこういうような我々が直接対話する機会ができるわけですから、小野自治会と北尾自治会の一人一人の人を大切に私たちは迎えて、一緒に話し合いをしていきたいと思うのです。

これまで、私は市の調査委員会の委員長として説明会を2回やりましたけれども、自治会長を通じてという形でお願いして、それほど動員があったとは言えません。だから、當座さんが一戸一戸配布しますというようなこともおっしゃっているのだろうと思います。ぜひ行政の人たちもその点を配慮して、小野の住民の人たち、北尾の住民の人たちが一人でも多く来てくれるように、我々は協力します。だから先ほど當座さんが私が配りますと言っているのはそういうことなのです。そこを酌み取っていただきたい。

それから、運営に関しても、これまでの経験だと、実は地元とは言えないような人たちが出てきて党派的な発言をすることが無きにしも在らずでした。そういうような場になっては余り意味がないだろうと私は思います。本当に真剣に誠実に話し合う場にすべきですし、そのための準備は行政の職員の人たちはもっと緻密にやっていただきたいと思います。

横山委員

栗東市の方も、市の対策委員会を9日に開催されますので、またそこでも議論して、動員も含めて、集落の代表も出ておられますので、できる限りのことをしていただきたいと思いますし、僕らもやりたいと思っています。

當座委員

お願いしていた全戸配布の件ですけれども、県の方と市の方とでちょっと考えていただいて、どの程度していただけるのかは別として、私の方で可能な限りポスティングしようと思いますので、対策室の名前と、この対策委員会が主催の意見聴取会だと思いますので、対策委員会の名前も入れていただいたビラを何部か用意していただくことができたらありがたいのですけれども、それはしていただくことはできますでしょうか。

山仲部長 當座委員 勝見委員 (最大限情報が伝わるように)事務局としてはやります。

よろしくお願いします。

対策工の説明についてですけれども、資料と説明について、今日の資料でもご説明でも、全量撤去の案が2つあると。それから、B案が2つあって、C案があると。D案がおまけみたいに書いてあるようなイメージですけれども、もちろんそうではないのですが、今日の委員会の議論でも、D案に関係するところの議論というのは非常に多かったように思いますので、そこのところ、ウエイトが同じになるように議論しているのだというような資料なりご説明なり

工夫をしていただいた方がよろしいのではないかと思います。

岡村委員長

あと、横山先生の案はどこに入れたらいいですかね。 E 案でいきますか。 出していただけるなら、出してもらってもいいですけど。

横山委員

では、E案ということで加えていただいて。

岡村委員長 山仲部長

これからの時間で同じ精度では出ないと思いますので、むしろ横山先生の方から説明していただいたらいいのではないかなと思うのですけれども。

横山委員

もし可能ならば、私が資料を用意してきますので、最後の 120 分の中でちょっと紹介をさせていただきます。

岡村委員長

では、そういうことで、1月14日午前10時から午後1時まで3時間の予定で行います。それで、申し上げたとおり、ひな壇に並んでいただきますので、ぜひ多数のご参加をよろしくお願いいたします。それと、進行が必ずしもうまくいかないかもしれませんので、どうぞそのときにはお助けをいただくようにお願いいたします。

そういうことで、そこでいただきました地元住民の皆さんのご意見や掘削調査の結果を踏まえまして、次、日程的には2月23日に対策委員会を開催して、いよいよ対策工の検討を本格的に行いたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

では、そういうことにさせていただきます。

本日予定いたしておりました議事は以上でございますけれども、その他全般 についてご意見、ご質問があったらお願いいたします。

梶山委員

次回委員会はいつですか。

岡村委員長

2月23日です。23日は何曜日ですかね。

上田室長

土曜日です。

梶山委員

それから、1月14日は、委員は直接会場に行くのですか。

岡村委員長

はい。その予定です。これは、地図等はそれぞれに。

上田室長

またご案内させていただきます。

. 岡村委員長

それでは、これで本日の第 10 回対策委員会を終了させていただきます。この後、事務局から連絡事項がありますので、よろしくお願いいたします。

司会

それでは、2点ほどご連絡させていただきます。

今言われています 1 月 14 日につきましては、栗東の中央公民館で午前 10 時から午後 1 時ごろまでということで開催させていただきます。時間とか交通手段につきましては、また改めて連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それと、委員会の中でもお話がありましたように、今 2 月 23 日までは決めさせていただいておりますけれども、もう 1 回というお話がありましたので、日程調整をさせていただきます。今日 A 4 の紙を入れておりますので、また 1 月 9 日までに事務局の方までご報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で連絡を終わります。

岡村委員長

ありがとうございました。

34

3 . 閉会

以 上